

令和7年度 第3回長崎県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時：令和7年8月20日（水） 午前9時21分～午前10時30分

2 場 所：長崎労働局 8階会議室

3 出席者：公益委員3名 労働側委員3名 使用者側委員3名

4 議 題：（1）長崎県最低賃金の改正について
（2）その他

5 審議要旨

（1）長崎県最低賃金の改正について

前回専門部会の審議内容の確認後、労使双方から現時点における金額提示が行われたが、前回の労使双方の提示額と変わらず（労働者側：引上げ額84円、使用者側：引上げ額34円）、次回（第4回専門部会）において再度審議することが確認された。

（2）その他

・次回開催日について

第4回専門部会 8月28日（木）16：00～